

西栗倉村小売電気事業者選定入札説明書

1. 小売電気事業者を選定するに至った背景

西栗倉村は、2022年4月に2030年を目標に家庭及び民生部門の電力消費に伴うCO₂排出量を実質ゼロにすることを目標とする全国的なモデル事業である「脱炭素先行地域」に選定されている。この選定に伴い、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業の採択も受けており太陽光発電設備及び小型風力発電設備、既存建物の省エネ化を実施する。現在の計画では、該当する脱炭素先行地域エリアの電力需要量 2,212,590kwh に対して再エネ導入量 1,201,380kwh で省エネによる電力削減量 325,591kwh となり、不足する電力は、村がすでに整備している再生可能エネルギーによる電力 685,619kwh を充当する計画となっている。この目標達成のためには、村内で生産されている再生可能エネルギーによる電力と環境価値を地域内で買い戻して利用することが必要となり、村で作った電力と環境価値であることが証明できる(トラッキング)機能を持つ小売電気事業者に電力を販売し、買い戻す作業が必要となっている。また、電気をふるさと納税で活用するなどの新しい価値付けを行う取組も進めている。

2. 小売電気事業者の選定の目的

村が、民間事業者と共同出資して設立した西栗倉百年の森林でんき株式会社(以下「百森でんき株」という。)が地域の再生可能エネルギーを活用し「脱炭素先行地域」を達成するため、百森でんき株や村と連携し、運営にあたるのが可能な小売電気事業者(以下「本件小売電気事業者」という。)を選定する。

3. 本件小売電力事業者の基本的な考え方について

- ①百森でんき株は、第1回脱炭素先行地域計画提案書に記載をした通り、西栗倉村、株式会社中国銀行、テクノ矢崎株式会社など事業で関係のある企業が共同出資して2023年3月に立ち上げている。
- ②本件小売電気事業者が決定後は、村内から発電した電力(百森でんき株が所有し運営する太陽光発電による電力販売契約(以下「PPA」という。))の余剰電力の他、将来的には村内のその他再エネについても含む)を本件小売電気事業者が購入し、ふるさと納税の小売部分を含む小売部分(外販・内販)について、本件小売電気事業者が行うふるさと納税窓口は、株式会社エーゼログループが行う。
- ③安定的な電力の調達及び購入が可能な事業者であり、村及び村域の民間事業者及び家庭が安価で安定的な電力購入価格であることが望ましい。

4. 契約の内容

- ①契約の対象
西栗倉村公共施設等で使用する電力の供給
- ②契約の期間
小売電気事業者の提案期間
- ③契約の場所
別添仕様書のとおり
- ④調達の特質等
別添仕様書のとおり

5. 担当課及び書類提出先等

西粟倉村地方創生推進室 担当: 上山(うえやま)、川上(かわかみ)
〒707-0503 岡山県英田郡西粟倉村影石33-1
電話0868-79-2221 FAX0868-79-2125
E-mail n-suishin@vill.nishiawakura.lg.jp

6. 本件小売電気事業者応募条件

【安全性要件】

- ア 小売電気事業者として3年以上の稼働実績があること
- イ 30,000件以上の個人/法人への電気供給をしていること
- ウ その他、電力以外の事業ポートフォリオを保有している等の安全性を説明できること

【機能性要件】

- ア 小売電気事業者(経済産業省が定める小売電気事業者)であること
- イ 村域のエネルギーマネジメントが可能であること
 - ※小売電気事業者が購入した地産の電力と環境価値の村域消費との紐づけが可能
- ウ 西粟倉村第1発電所で発電された電気および西粟倉村第1発電所から生じるCO₂排出量ゼロの価値を用いてCO₂排出量を調整した電気を該当施設に供給をすること
- エ 百森でんき㈱との提携によりPPAに伴う余剰電力の購入ができること(10円/kWh以上を想定)
- オ 村域において独自ブランドでのエネルギープラン構築・販売が可能であること
- カ 自治体等との提携により地域で個別エネルギープランを構築・販売している実績があること
- キ 2024年4月からふるさと納税を活用した地産エネルギーの販売が可能であること

【望ましい要件】

- ・百森でんき㈱のPPAに伴う料金の請求業務を受託(もしくは料金計算・請求の代行)できること(需要家は料金請求先をまとめられること、百森でんき㈱は請求業務を外部委託できることを目的とする)

7. 選定する上での前提条件

(1) 構成と定義

- ア 本件小売電気事業者の定義とは、「村域で生み出された電気を購入・販売を含めた小売電気事業の実施及び脱炭素化を村域事業者と協働して推進する企業」をいう。
- イ 本件小売電気事業者に求める能力の明示
以下の書類の提出によって明らかにすること。
 - ・経済産業省が定める小売電気事業者であることを証する書類
 - ・電力販売実績が確認できる書類(有価証券報告書、四半期報告書などの決算説明資料等)

(2) 入札参加資格要件

次に該当する者は、本件小売電気事業者になることはできないものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

- イ 西栗倉村暴力団排除条例(平成 23 年 6 月 22 日条例第 14 号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ウ 会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしている者
- エ 最近一年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者
- オ 宗教活動や政治活動を目的とする者
- カ 民間金融機関及び公的金融機関

(3) 経済産業省に登録されている小売電気事業者である者のうち、次のア～ウのいずれかに該当する会社法上の法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人(NPO 法人)(以下「者」という。)とする。

- ア 需給管理・調整業務実績を有する者
- イ 日本卸電力取引所(JEPX)での取引実績を有する者
- ウ その他、上記ア及びイと同等の経験・実績を有する者でその経験が村によって認められた者

8. 入札内容

- ア 上記【機能性要件】を充足することを前提とし、電力供給仕様書にもとづき地域内で発電した電力が循環する 仕組みを提案すること。
- イ 入札に記載する金額は、仕様書に示す「西栗倉村公共施設等で使用する電力」に係る一切の費用を見積もるものとし、内訳書、燃料費等調整単価の算定方法がわかる計算書(任意様式)及び各社約款のうち燃料費等調整単価の算定にかかる箇所を必ず添付すること。
- ウ 内訳書のコ額は、各社において設定する契約電力対す月額単価(基本料金単価)(kW 単価、同月においては単一のものとする)及び使用電力量対する単価(電力量料金単価、燃料費等調整単価)(kWh 単価、同月においては単一のものとする)を根拠(小数点以下を含むことができる)とし、別紙1、別紙2 に基づき年間の使用量が同量であった場合の年間総価を記載すること。
なお、燃料費等調整単価については、令和 5 年 8 月分の単価を通年分として適用し、入札金額に含めること。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に含めないこと。
- エ 入札金額を使用電力量対する単価のみで計算する場合は、契約電力対す年間総価は「0円」と記載すること。
- オ 入札金額を算定するにあたっては、仕様書に記載している庁舎の力率を使用すること。
- カ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額の合計を入札書に記載すること(当該金額に 1 円未満の単数があるときは、その端数金額を記載しないものとする)。
- キ 落札は、仕組みの提案、総価それぞれを評価して決定する。

9. 入札書の提出

本入札に参加する場合は、提案書、入札書(様式第1号)、入札明細書(様式第2号)、入札参加資格要件確認書(様式第3号)に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。なお、入札参加者対して、資格確認結果等の通知は行わない。資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

- ア 提出期限 令和 5 年 9 月 25 日(月)午後4時まで(必着)

イ 提出方法 持参又は郵送(電送による入札は認めない。)

ウ 提出書

①提案書

※別添仕様書のとおり

②入札参加資格要件確認書

添付書類

- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)発行後3か月以内のもの(写し可)
- ・委任状(様式第4号)※本社から受任する場合
- ・市区町村税納税証明書(滞納がないことの証明書)発行後3か月以内のもの(写し可)
- ・消費税及び地方消費税につき滞納がないことの証明書発行後3か月以内のもの(写し可)
- ・経済産業省が定める小売電気事業者であることを証する書類
- ・電力販売実績が確認できる書類(有価証券報告書、四半期報告書などの決算説明資料等)3ヶ年分
- ・日本卸電力取引所(JEPX)の会員証書並びに取引実績
- ・需給管理・調整業務実績を証する書類(他社との需給管理・調整業務の請負契約書や需給管理システムの調達契約書、運用実績等)
- ・登録小売電気事業者であることを証する書類の写し

エ 提出先 4に記載の提出先

オ その他 ①資料作成に要する経費は、提出者の負担とする。

②提出された資料等は、返却しない。

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 提出した提案書、入札書(様式第1号)、入札明細書(様式第2号)、入札参加資格要件確認書(様式第3号)、及び添付書類に不備のある者のした入札

ウ 提出書類等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

キ 同じ入札に2以上の入札(他の代理人としての入札を含む。)をした者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

11. 契約の締結

ア 契約の締結については、落札価格の範囲内で落札者の料金体系の区分により設定できるものとする。

イ 契約の締結は単価契約により行う。

12.仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、FAXにて次のとおり提出するものとする。

質問受付期間 令和5年9月5日(火)から令和5年9月8日(金)の正午まで

送付先 西栗倉村地方創生推進室 担当:上山(うえやま)、川上(かわかみ)

FAX0868-79-2125

様式 ホームページ掲載ファイル内「参考様式(質問書)」

イ 質問があった場合は、令和5年9月14日(木)に西栗倉村ホームページの本件公告ページに掲載し回答するものとする。

13.その他

ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 入札保証金及び契約保証金は免除とする。

ウ 問い合わせ先 5に記載と同じ